

令和3年12月23日

共済貯金加入者 様

福島県市町村職員共済組合

共済貯金の臨時積立を現金で行う場合の加算料金について

共済貯金の臨時積立につきましては、ゆうちょ銀行において共済貯金臨時積立申込書（払込取扱票）により積立いただいているところです。

今般、ゆうちょ銀行より、令和4年1月17日（月）以降に共済貯金臨時積立申込書（払込取扱票）による払込みを現金で行う場合、払い込まれる方に「現金加算料金」（110円）を負担していただくこととなる旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、下記のように、ゆうちょ銀行の通帳または、キャッシュカードを利用し払い込みいただく場合は、「現金加算料金」のご負担はありませんので参考にしてください。

記

○窓口にて通帳から臨時積立する場合

身分証明書、共済貯金臨時積立申込書（払込取扱票）、通帳と通帳の届出印を持参し、窓口にて払戻票（ゆうちょ銀行備付け）※1に金額等を記入し送金。

○ATMにて通帳から臨時積立する場合※2

共済貯金臨時積立申込書（払込取扱票）、通帳とキャッシュカードを持参し、ゆうちょ銀行のATMに共済貯金臨時積立申込書（払込取扱票）を読み込ませ、ATMの指示に従い、通帳からの送金を選択し、必ず現金以外で送金。

※1 「通常貯金 お引き出し（払戻請求書）」・・・名称が変更される場合があります。

※2 ATMからの送金には、1日の送金限度額がありますので、通帳をゆうちょ銀行窓口を持参し限度額を確認してください。（身分証明書が必要となります）

（事務担当 総務課経理係 水野 齋藤 Tel 024-533-0011）